O京都府立大学入学試験委員会規程

(平成20年京都府立大学規程第23号)

(設置)

第1条 京都府立大学及び京都府立大学大学院に入学試験委員会(以下「委員会」 という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、大学及び大学院の入学試験の実施に関する企画及び運営を行うとともに、アドミッション・ポリシー及び学生募集から入学者選抜までの入試関連制度について調査研究し、必要な提案を行う。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 入試部長
 - (2) 文学部長、公共政策学部長、農学食科学部長、生命理工情報学部長、環境科学部長、生命環境科学研究科長及び食の文化学位プログラム長
 - (3) 教務部長及び学生部長
 - (4) 文学部、公共政策学部、農学食科学部、生命理工情報学部及び環境科学部から選出された各1名の教員
 - (5) 事務局長
- 2 前項第4号の委員は、所属学部の長の内申に基づき、学長が任命する。 (任期)
- 第4条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

- **第5条** 第2条の任務を遂行するため、委員会が特に必要と認めたときは、委員会 に、専門委員及び専門委員主任を置くことができる。
- 2 専門委員及び専門委員主任の任務は、委員会の同意を得て、委員長が定める。
- 3 委員は、専門委員及び専門委員主任を兼ねることができる。
- 4 専門委員及び専門委員主任は、学長が任命する。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長には第3条第1項第1号に掲げる委員をもって充て、副委員長は委員長 が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会及び専門委員の会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がないときは、開くことができない。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

- 第9条 委員会に幹事を置き、学務課長をもって充てる。
- 2 幹事は、委員長の命をうけ、会務を処理する。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、学務課入試係において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年7月9日から施行する。

| 附 | 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。